



メタデータ項目	社会経営ジャーナル第5号掲載論文
題名 Title	栃木県内NPO法人の財務状況と活動の変質
作成者 Author	土崎 雄祐
雑誌名 Citation	社会経営ジャーナル, 2017, Vol.5, pp20-29
発行者 Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1073
巻	Vol. 5
ページ	pp20-29
発行年	2017
URL	http://u-air.net/SGJ/pub/20171101J-Tsuchizaki.pdf

3. 栃木県内NPO法人の財務状況と活動の変質

土崎 雄祐

要旨

本稿では、一般公開されている活動計算書を用いて栃木県内NPO法人の財務実態を明らかにした。またこのことから、現行のNPO法人の活動において変質してきているものは何かという議論を試みた。栃木県においては、県土の周縁部に立地し、高齢化が急速に進む「課題先進地」と言える自治体では、人口1万人当たりのNPO法人数が多くなっている。活動分野の上位2つが「保健・医療・福祉」

「子どもの健全育成」であるのは、各種制度に基づく福祉事業との関連性の高さが推察される。その収入源をみると、「NPOらしい資金源」と言える会費や寄付の調達に注力しているNPO法人が少ないことが明らかになった。前者を調達していないのが3割弱、後者に至っては6割弱という結果である。一方、8割弱のNPO法人に何らかの事業収益があり、同時に経常収益の計と比較してわかるように収入源が事業収益に依存していることがわかった。

1. はじめに

近年、特定非営利活動法人（NPO法人）の活動内容が変質してきているのではないかと、という指摘が行われてきている。本研究では、栃木県内NPO法人の財務実態を明らかにすることによって、NPO法人がどのような変容を遂げているのかについて考えてみたい。

特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年に施行され間もなく20年が経過する。阪神・淡路大震災を契機として、草の根の市民団体に対して容易に法人格を付与することで、地域の活性化や課題解決を加

速させることを目指したものであった。現在、所轄庁（都道府県・政令指定都市）の認証を受けたNPO法人は5万を超え（注1）、これはコンビニエンスストア上位14チェーンの店舗数に匹敵する数（注2）である。

ところが、このような法人数の増加とは裏腹に、法人が抱える課題は山積している。2015年3月に内閣府が発表した『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』によると、法人の抱える課題として「人材の確保や教育」をあげる割合が7割を超え、最も高くなっている。次いで「収入源の多様化」「法人の事業運営力の向上」が高い割合を示している（注3）。割合に多少の違いはあれど課題として認識される事項に大きな変化は見られず、継続して財務状況の問題が大きな比重を占めていると推察される。

本稿では、日本においてNPOがどのように発展してきたかを整理し、そのうえで栃木県内NPO法人が所轄庁に提出した計算書類に記載されている内容に注目したい。NPO法人の財務実態を把握することで、本来地域の活性化や課題解決に資するためのNPO法人の変質の姿を明らかにし、その変質の原因について検討していく。

2. 日本におけるNPO法人の歴史と変質

ここでは、NPO法が成立する前後の歴史を概観していくが、注目したいのは当初の歴史に見られるような市民活動としての性格が変質してきている点である。

NPO法人の初期の性格は、新たな市民運動の広がりに見出せる。早瀬昇は1960年代の北爆への反対運動や公害被害者の救済に向けた運動、学生運動をボランティアによる社会活動の一つの形と指摘しているが（注4）、80年代に入り、こうした市民運動が転換し、新たな市

民活動の広がりを辻利夫は見出している。辻は、問題を行政・企業への異議申し立て・告発・糾弾・要求貫徹（給付請求）によって解決を図る市民運動に対し、コミュニティをベースに政策提言、公共サービスの提供・事業によって解決へと導く市民活動が広がると指摘した。1992年1月に行われた全国NGO連絡会「第2回全国NGOの集い 地球社会におけるNGOの役割と展望」では、NGOが政府から自立した社会的活動として活動・事業の強化を行うことによる発展を目指すことが確認され、同年10月に行われた第2回日本ネットワークス・フォーラムでは、老人給食の会ふきのとうが新たな制度や制度改善の提案・啓発だけでなく、老人・障がい者への配食・会食事業の必要性を提起した。さらに、1994年3月にNIRA総合研究開発機構が報告した「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」によると、環境問題や国際協力活動の分野で新たな展開が見られ、障がい者・高齢者福祉や子ども・子育て、女性、在日外国人等の分野では生活者（当事者）による市民活動が広がりを見せており、同時に複合的活動分野や事業活動団体、活動支援型活動の登場・増加があることを指摘している。こうした流れのなか、1994年11月にはシーズ・市民活動を支える制度をつくる会が設立し、市民活動の主体性・自主性を保証し、主務官庁の統制から自立した市民活動促進のための法人格であるNPO法立法に向けた市民社会サイドからの運動が加速していった（注5）。

他方、国会の動きに注目してみる。1993年8月、日本新党による「NPO議員立法タスクフォース」が発足し、翌94年10月には新党さきがけが「NPS研究会」を立ち上げた。自民党や社会党にも研究会があったとされている。1994年6月から98年6月までの自社さ連立政権においては、イデオロギーを異にする3党が統一して取り組む施策の一つとしてNPO法が位置づけられた。

そして、このような立法の動きに影響を与えたのが、災害時における現実の動きであり、この中で市民運動としてのNPO活動の変質が生じてきている。1995年1月、阪神・淡路大震災が発災した。この震災におけるボランティアの災害復興活動での活躍は言うまでもなく、後にこの年がボランティア元年とされた。2月には経済企画庁を事務局とする「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」、与党3党の「NPOプロジェクトチーム」、新進党の「NPOパートナーズ」が立て続けに発足した。このうち、省庁連絡会議が「ボランティア支援法」の制定に向けて主導権を握ろうとしたが、これに対して与党3党と新進党は議員立法による法の制定の検討作業を開始した。11月には省庁連絡会議の中間報告が発表見送りとなり、12月には新進党が法案を衆議院に提出、与党3党と第一次合意をした。翌96年2月に自民党が出した修正案に対して社民党・新党さきがけが反発を見せるも、衆議院解散・総選挙や民主党の結党を受けて自民党が社さに譲歩する形で9月に第二次合意がなされた。また、結党間もない民主党にも「NPO問題プロジェクトチーム」が発足した。10月からの与党3党協議を経て、12月には再び衆議院に法案が提出された。翌97年1月からは与党3党と民主党による修正協議が始まり、5月の共同修正確認書の調印を経て、6月に衆議院で市民活動促進法が賛成多数により可決された。

議論の場を参議院に移すことになったわけだが、当初は参議院自民党や平成会（参議院新進党と公明党）の保守勢力の抵抗を受けるものの、1997年12月には与党3党による修正合意にこぎつける。時を同じくして新進党の解党により政局が流動化するものの、翌98年2～3月には参議院労働・社会政策委員会で全党派による修正協議がなされた。そして3月、NPO法案が参議院を通過、衆議院でも可決され成立

することとなった。なお、翌99年8月には超党派のNPO議員連盟が発足し、今日に至るまで市民社会と連携しながら活動を継続して行っている（注6）。こうした紆余曲折を経て1998年12月に施行されたNPO法であるが、今日に至るまで幾度かの改正がなされている。

2002年12月（2003年5月施行）の改正では特定非営利分野の12から17への拡大や暴力団を排除するための措置の強化などが講じられた。

特に本研究で注目したいのは、NPO法人の財務へ影響を与えるいくつかの制度の成立である。2001年3月（同年10月施行）には税制の改正により認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）が創設され、NPO法策定時に「棚上げ」された税の優遇措置に関する法整備が行われることとなった。しかし、認定される（税の優遇措置を受け）ための要件が厳しすぎるといふ指摘がNPO側からあり、2003年4月に施行された税制で認定NPO法人制度が大幅拡充（要件の緩和）された。このほか認定NPO法人にかかわる細かな税制の改正は毎年のように行われた（2002、05、06、08、10年）が、2011年4月のNPO法の大幅改正（2012年4月施行）に伴い、認定NPO法人制度はNPO法に組み入れられることとなった。この大幅改正のポイントは、①NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、②制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し、③認定制度の見直し（注7）の3点で、具体的には所轄庁の変更、従来国税庁が行っていた認定事務の地方自治体実施（以上①に該当）、申請手続きの簡素化・柔軟化、収支計算書から活動計算書への変更による会計の明確化（以上②に該当）、認定基準の緩和とその効果の拡充（以上③に該当）である。2016年6月にも改正（2017年4月施行）が行われ、主なポイントとして認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮や内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大などが挙げられる（注8）。

3. NPO法人の変質と栃木県内NPO法人の財務実態

NPO法人の変質が見られ、この本質的な問題が、財務へ影響を与える点に典型的に現れているのを見ることができる。ここでは、事例として栃木県でのNPO法人活動の推移を見ておきたい。栃木県では、民主党政権下において、「新たな公の担い手支援事業」としてNPO等の活動基盤整備のための支援事業、寄附募集支援事業、融資利用の円滑化のための支援事業、新しい公共の場づくりのためのモデル事業、共通事務に関する事業が実施された。具体的には会計や融資に関する相談会やマネジメント強化のためのセミナー、県民協働推進のためのイベントなどである（注9）。これは、2009年に発足した民主党政権による「新しい公共」支援事業の影響である。時の首相である鳩山由紀夫は、政権交代後の所信表明演説のなかで「新しい公共」の表現を用い、翌10年には「新しい公共」円卓会議が設置されるとともに担当大臣が任命され、同年6月には「新しい公共宣言」がまとめられた。これを受けて2011年度から2年度分として総額87億5,000万円が全国の都道府県に配分され、地域の市民活動の活性化などを進める「新しい公共支援事業」が始まった（注10）。

自民党・公明党による政権に代わった2013年からは内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が主催する共助社会づくり懇談会が開催された。有識者による議論は8回にわたって行われ、15年3月には「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」と題した報告書が発行され、ソーシャルビジネスの自立と発展やコミュニティ財団・市民ファンドの機能強化の重要性が言及された（注11）。

(1) 調査方法

今回の調査対象を2015年4月30日現在、設立登記が完了し、栃木県内に主たる事務所を有するNPO法人のうち、事業年度が1年以上経過しているものとした。対象となるNPO法人の総数は550であった。このNPO法人550について、栃木県庁のWebサイトで公開されている以下の情報を収集し、分析を試みた。ここには、NPO法人の主たる事務所の所在市町村、活動分野、活動分野の選択個数、設立登記年などが含まれている。

これらの法人が所轄庁に提出した2013年度の事業報告書等（注12）のうち、内閣府「NPOホームページ」（注13）に掲載されたものを収集し、活動計算書における以下の項目の金額を集計し、財務実態を明らかにすることを試みた。第1に、経常収益（受取会費、受取寄付金、受取助成金等、事業収益、その他収益）、第2に、経常費用（人件費、その他経費などの事業費、管理費費）、第3に、経常収益と経常費用の差などが明らかになった。なお、上記項目は2010年7月20日に策定（2011年11月20日に一部改正）されたNPO法人会計基準（注14）によっている。

(2) 調査結果

栃木県庁のWebサイトや内閣府のポータルサイトで公開されているデータを収集し、単純集計を行ってきたが、それにより次の点が明らかになった。

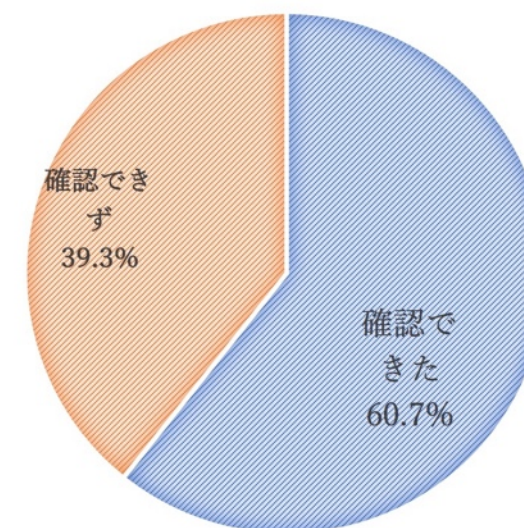


図1. 2013年度事業報告書等の確認状況（N=550）

第1に、義務付けられている事業報告書等の提出をしているNPO法人は約6割であった。内閣府の「NPO法人ポータルサイト」で2013年度の事業報告書等を確認できたのは60.7%であった。所轄庁に提出したすべての事業報告書等がリアルタイムで同サイトに掲載されるとは限らないのだが、法令を遵守しないNPO法人が少なからず存在していることがうかがい知れる（図1）。NPO法第43条1項において、事業報告書等の作成及び所轄庁への提出は、重要なNPO法人の責務であり、提出が3年以上にわたって行われなときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができることとされているが（注15）、栃木県においてはこれに基づく認証取消に至ったケースはない（注16）。また、当期の経常収益・経常費用のいずれも0円であり、前年度の活動実績がないと思われるNPO法人も9法人あった。

第2に、3割弱が会費を、6割弱が寄付を集めていないことが判明した（図2）。会費とはそれぞれの団体がもつ会員制度（メンバーシッ

プ)により、それらの会員から一定額を定期的に集めて得る収入である。用途が自由であるという大きな利点があり、NPOにおける「資金の王様」とも言われている。また、寄付とは団体の運営や活動を支えるために、拠出する人の判断で自由に額を決め、随時、贈与されることによって得る収入である。支援者の共感によって拠出される資金で、継続的なものから一時的なものまで多様である。会費や寄付などの支援性の強い財源は、事業収益や補助金や助成金に比べると小口のものが多く、集めるのも手間がかかるが、用途の自由度は高く、一定の規模で継続的に得られれば、安定的な資金源になりうる。人々の共感の塊でもあり、単なる資金の意味合いを超えた様々な人たちの思いや共感の結集とも言える(注17)。換言すると、これらは「NPOらしい資金源」であると言えるが、後述する事業収益に比べると調達に注力しているNPO法人は少ないのが現状である。NPO法人における会費・寄付は非課税であり(注18)、制度の優遇があるにもかかわらずこれらの調達が進んでいないのは栃木県内NPO法人における課題の一つである。

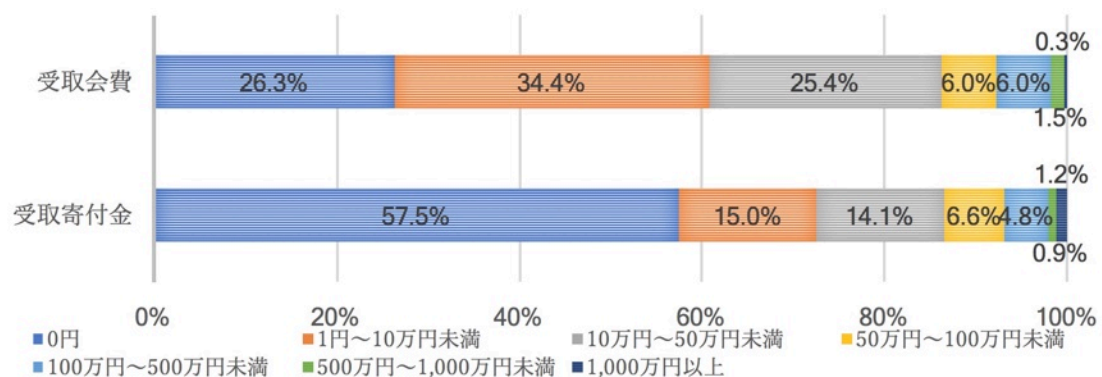


図2. 金額別の受取会費及び受取寄付金 (N=334)

第3に、8割弱が何らかの事業収益を得ていることがわかった。この事業収益で最も割合が高いのは「1,000万円～5,000万円未満」のNPO法人であった。これと経常収益の計を比較し、割合が最も高くなった金額帯(経常収益の計においては「1,000万円～5,000万円未満」)とその割合(事業収益は23.1%、経常収益の計は26.9%)、金額の平均(事業収益は15,298,741円、経常収益の計は19,075,058円)から総合するとそれぞれは近似していると言うことができる。すなわち、NPO法人の収入源が事業収益に依存していることがわかる。

これらの3点以外にも、栃木県の「課題先進地」には人口の割にNPO法人が多く所在しているという特徴があることがわかった。2016年9月1日現在の栃木県内市町村別人口(注19)と主たる事務所の所在市町村との比較から1万人当たりのNPO法人数を算出した。上位3自治体(1位那須町:1万人当たり8.90、2位茂木町:同8.52、3位日光市:同4.49)はいずれも県土の周縁部に立地する「課題先進地」と言えるところである。一例として2010年の高齢化率をみると、いずれも上位5自治体に入っている(注20)。NPO法施行後5年以内に立ち上げ、現在に至るまで活動している法人も散見される(那須町3、茂木町1、日光市6)ことも含め、高齢化が急激に進み、様々な課題が噴出する中で地域の課題にいち早く気付いた住民がNPO法人を組織し、課題解決のための事業を展開していることがわかる。

またさらに、「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」分野の法人が多いことが判明したが、これは福祉事業に関係したNPO法人が多いことを反映しているものと考えられる。NPO法人の活動分野上位2つ(1位保健・医療・福祉、2位子どもの健全育成)は各種制度に基づく福祉事業との関連性が高いと推察される。例えば、1998年に施行

された介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者は法人でなければならないが、資本を必要としないなどの点により、社会福祉法人や株式会社と比較するとNPO法人は容易に設立できる法人で、またNPO法と介護保険法の制定時期が近接していることから「介護保険事業を行うためにNPO法人格を取得する」というある種の流れができたものと思われる。また、「子どもの健全育成」にかかわることの一例として放課後児童健全育成事業が挙げられる。これは児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものである（注21）。この事業の運営団体の一つとしてNPO法人があり、自治体からの事業受託を機にNPO法人を設立したケースも散見される（注22）。

4. NPO法人の何が変質したのか

NPOらしい経営とは何か。その答えの一つは「仲間と一緒にやる」ことにある。これは単に事業を拡大し、従業員を増やし、大企業的な経営をするということではなく、自らが志向する課題に共感し、ともに汗を流す人、あるいは応援してくれる人を増やすという意味であることは言うまでもない。上述のとおり、制度的にもメンバーシップにより運営されている組織の会費は原則非課税である。また、NPO法人は10名以上の社員（正会員）でもって構成されると法律によって定められている（注23）。

同時に、外部者の巻き込みもNPOにとっては必要不可欠である。レスリー・R・クラッチフィールドとヘザー・マクラウド・グラントはNPOの成功のカギ（原文ママ）として外部の人を関係者として巻き込

むこと、ネットワークを育てることを挙げている（注24）。これもまた上述のとおり、認定NPO法人への寄付者は税制上の優遇措置を受けられることになっている。

内部者であれ外部者であれ、いずれにしても活動に共感する人を増やすことがNPOには欠かせない。こうした支援をどれだけ多く受け入れているかを測る尺度としてNPO法人が毎年所轄庁に提出する活動計算書の受取会費や受取寄付金の金額をとらえることができるが、現状は事業収益と比較すると見劣りしていると言わざるを得ない。企業には会費や寄付金という概念がそもそもないわけだが、現状を見る限りではNPOが「企業化」しているとでも言えよう。もちろん、金銭的尺度で測ることのできない支援の受け入れも考えられるが、NPO法人会計基準の評価益を活用した評価の仕組みも作られており、今後、支援の可視化は進展していくものと思われる。

NPOがNPOらしくあるためには事業収益だけでなく、会費や寄付金の調達にも注力しなければならない。これはNPO自身の自助努力は言うまでもないが、その活動を側面から支援する行政機関やNPO支援団体に求められることは何であろうか。その一つとして、こうした収入源の調達を専門的に担うファンドレイザー（注25）の養成や彼らと個別NPOとのマッチングが考えられる。「1. はじめに」で全国のNPO法人の7割が人材育成に課題意識を持っており、団体内部の人材をファンドレイザーとして育成することはもちろんのこと、外部者にファンドレイジング業務を委託したり、「伴走者」として支援したりできる人材を政策的に育成・派遣する仕組みを作ることは効果的ではなかろうか。また、年に1度、事業報告書等を受け取る所轄庁はNPO法人にとって最も身近な支援機関であり、助言をしたり最新情報を伝達したりすることも有効であり、行政の支援力の向上も必要である。

注

(注1) 2015年5月31日現在、特定非営利活動法人の認証数は50,169件。内閣府、「NPOホームページ」、<http://www.npo-homepage.go.jp/>、2015.6.24閲覧

(注2) 2015年3月末日現在、店舗数は51,139件。M. Higashide、「コンビニエンスストア（都道府県データランキング）」、<http://uub.jp/pdr/m/c.html>、2015.6.24閲覧

(注3) 内閣府、『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』、p.78、https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf、2016.12.15閲覧

(注4) 早瀬昇、「『ボランティア』の理解」、認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会編、『ボランティアコーディネーションカー市民の社会参加を支えるチカラ』、中央法規出版株式会社、2015.6.10、p.77

(注5) 辻利夫、「NPO法立法運動の背景（シーズ設立まで）」、認定特定非営利活動法人まちぽっと主催シンポジウム「NPOの持つ可能性と、現在の課題－NPO法制定時の議論を振り返り、今後のNPOセクターを考える」当日配付資料、2016.9.29実施、pp.3-6

(注6) 原田峻「市民・政党等で繰り広げたNPO法制定までのさまざまな議論と、その結論」、前掲資料、pp.7-10

(注7) このことにより、認定NPO法人は次の4つの「税制優遇」を享受できる。①個人寄付に対する寄付金控除、②法人寄付に対する損金算入限度額の拡大、③相続財産の寄付による相続税の非課税措置、④認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行

った際の減税措置（みなし寄付金制度）。特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、「認定とろう！NET」、<http://www.nintei-torou.net/>、2016.11.6閲覧

(注8) 内閣府、「NPOホームページ」、<https://www.npo-homepage.go.jp/>、2016.10.23閲覧

(注9) 栃木県、「新たな公の担い手支援事業」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/aratanaooyake.html>、2016.11.3閲覧

(注10) 内閣府、前掲Webサイト、2016.10.23閲覧

(注11) 内閣府、前掲Webサイト、2016.10.23閲覧

(注12) NPO法人は、毎事業年度初め3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないとNPO法第29条で定められている。提出書類は、①事業報告書等提出書、②事業報告書、③活動計算書、④貸借対照表、⑤財産目録、⑥年間役員名簿、⑦前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所または居所を記載した書面となっている。また、③及び④を合わせて計算書類という（栃木県県民生活部県民文化課編、『特定非営利活動促進法の手引き NPO法人編』、平成24年4月改訂版、2012.5、p.77。前掲書、p.85）。

(注13) <https://www.npo-homepage.go.jp/>

(注14) NPOの活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作る統一ルールとして作られたもの。この基準が策定された2010年7月20日付で、NPO法人会計基準協議会は統一した会計基準の必要性を次のように述べている。

NPO法人制度ができてから12年、認定NPO法人制度ができてから10年が経ちました。NPO法人の増加とともに、この制度も改正をされてきました。

その間、NPO法の趣旨である「NPO法人自らが十分な情報開示をすることで、市民がNPO法人を応援する」という仕組みが機能してきたとはいえません。その主たる要因は、NPO法人が所轄庁の例示した書式での最小限の報告にとどめてきたことではないでしょうか。とりわけ、会計報告に関しては、NPO法人の活動に適した会計基準が存在せず、各法人がそれぞれ自分で考えた方法によって会計書類を作成し所轄庁へ提出することで公表に代えてきました。

この結果、NPO法人の公表した会計書類は形式や内容がばらばらで、活動実態のつかみづらさがあり、また他のNPO法人との比較をすることを難しくするなど、数字の検証ができない現状を生み出しました。NPO法人の活動の実態が見えにくくなってしまいました。(中略) NPO法人の統一した会計報告のルール必要性を感じた全国のNPO支援センターが集まって、2009年3月にNPO法人会計基準協議会を結成し、NPO法人会計基準を策定することになりました(NPO法人会計基準協議会、「【みんなで使おう! NPO法人会計基準】」、<http://www.npokaikeikijun.jp/>、2016.11.24閲覧)。

また、2012年のNPO法改正において、それまで提出を求めている収支計算書を活動計算書に変更したが、これはNPO法もNPO法人会計基準に沿った形で改正し、会計基準と法律との整合性を図ろうとしたものである(NPO法人会計基準協議

会専門委員会監修、『NPO法人会計基準ハンドブック』、認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク、p. 12、<http://www.npokaikeikijun.jp/wp-content/uploads/2012/02/handbook201202.pdf>、2016.11.26閲覧)。

(注15) 栃木県県民生活部県民文化課編、前掲書、p.54

(注16) 所轄庁が栃木県のNPO法人でこれまでに認証取消を受けたのは1法人(栃木県、「設立認証取消し法人(団体)一覧」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/co1/life/npo/npo/documents/torikeshihoujin.pdf>、2017.5.6閲覧)。

(注17) 水谷綾、「NPOをどう作るか～組織とその運営」、社会福祉法人大阪ボランティア協会編、『テキスト市民活動論－ボランティア・NPOの実践から学ぶ－』、2011.9.11、p.64

(注18) 国税庁はWebサイトにおいて、2016年4月1日現在法令等に基づき会費や入会金について次のように述べている。

その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません(国税庁タックスアンサー、「No.6467 会費や入会金の仕入税額控除」、<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6467.htm>、2016.12.8閲覧)。

また、寄付金も会費と同様、用途が明らかでない場合は課税されることはないとされている(協坂税務会計事務所、

「NPO会計道」、<http://blog.canpan.info/waki/archive/231>、2016.12.8閲覧）。

(注19) 栃木県、「住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/sonota/1184030337910.html>、2017.3.10閲覧

(注20) 茂木町31.9% (1位)、那須町28.3% (3位)、日光市27.6% (5位) (宇都宮大学、「とちぎ終章学センター」、<http://shusho.utsunomiya-u.ac.jp>、2016.11.18閲覧)。

(注21) 一般財団法人児童健全育成推進財団、「放課後児童クラブとは?」、<http://www.jidoukan.or.jp/what/support/afterschool-club.html>、2016.11.28閲覧

(注22) 例えば、栃木県小山市にある48の学童保育クラブのうち半数の24がNPO法人によって運営されている。ほかの運営団体は、社会福祉法人が2、学校法人が5、保護者会が17である(2016.4.1現在。小山市、「学童保育実施施設一覧」、<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisetsu/gakudo-hoiku/gakudouichiran.html>、2016.11.28閲覧)。

(注23) NPO法において、設立認証時に社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を所轄庁に提出しなければならないと規定されている(第10条3)。また、都道府県や指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書とあわせて上述の書面を所轄庁に提出しなければならないことになっている。

(注24) 以下を参照。レスリー・R・クラッチフィールド、ヘザー・マクラウド・グラント著、服部優子訳、『世界を変える偉大なNPOの条件—圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則—』、ダイヤモンド社、2012.7.12、pp.1-422

(注25) 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会では、社会課題を解決するために、続々と生まれる魅力あるNPO・社会起業家と、社会貢献に関心のある7割の日本人(2013内閣府調査)をつなぐパイプラインをファンドレイザーととらえ、2012年からファンドレイザーの資格認定を行っている。2016年11月までに50名の認定ファンドレイザー®が誕生している(特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、「『認定ファンドレイザー®』資格認定制度」、<http://jfra.jp/cfr>、2016.12.15閲覧)。

【参考文献】

1. 特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コモンズ、「2007年度茨城県内NPO財務データ」、『Our Decade ～わたしたちの10年～』、データ編、2010.3、pp.1-71
2. 栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室編、『栃木県社会貢献活動団体に関する実態調査報告書』、2015.8、pp.1-123

【付記】

本稿は筆者が放送大学大学院文化科学研究科2016年度修士論文として執筆した「栃木県内NPO法人における財務実態に関する分析」

(2016年12月提出)を再構成・加筆・修正をしたものである。また、本稿の「3. 栃木県内NPO法人の財務実態」で取り上げた調査結

果については、拙稿、「栃木県内NPO法人の財務実態」、『宇都宮大学地域連携教育研究センター研究報告』、第24・25合併号、2017.3.31、pp.15-26（研究ノート、査読無）に詳しく掲載されている。